

独立行政法人酒類総合研究所の中期目標評価の総括評価シート

- A+ : 中期目標を大幅に上回る実績をあげた。
 A : 中期目標を十分に達成した。
 B : 中期目標をおおむね達成した。
 C : 中期目標を達成していないが、進展はあった。
 D : 中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である。

○ 項目別評価

中期計画の大項目	評定	理由・指摘事項等
<p>1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>A</p>	<p>組織運営に関しては、部門制を主体とした組織編成を行うとともに、それ以降は、研究進捗状況の管理における外部評価及び理事長の裁量予算によるリーダーシップの発揮等、多くの工夫がなされた。</p> <p>法令遵守に関しては、平成 20 年に発生した遺伝子組換え酵母の不適切な処理が問題となったが、その後の対応は適切であり、これを教訓に遺伝子組換え安全委員会の定期的な開催、教育訓練システムの見直し等コンプライアンスの推進に努めたことは評価できる。</p> <p>予算運営に関しては、外部委託の推進や人件費の効率的な管理などにより、全ての削減目標を達成し大きな進展がみられるとともに、自己収入の増加も図った。随意契約の見直しについては、計画に基づいた努力もあり、可能な限りこれを防ぐ体制も整った。</p> <p>職場環境等の整備に関しては、研修や学会への参加の他、公平性・透明性の高いインセンティブの付与もあり、第2期中期目標期間中に整備され、良いレベルが維持されている。</p> <p>研究施設・機器等の効率的活用に関しては、分析機器の貸与を積極的に行い、有効に活用していると認められる。</p> <p>システムの調達状況に関しては、対費用上の観点から計画途上で中止せざるを得ないものもあったが、業務・システムの効率化については、中期目標に沿って、CIO 設置など、IT 化対応のための体制づくりの努力がなされており、評価できる。</p> <p>これらのことから本項目の評定を A とする。</p>

<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>酒類の高度な分析及び鑑定に関しては、清酒のカルバミン酸エチルの分析、浮ひょう等の計器校正等が毎年度着実に実施された。また、当研究所が行うべき高度な分析と外部委託が可能な分析とを区別し、業務の効率化を進めたことは適切であった。また、理事長のリーダーシップの下、事故米穀を使用した疑いのある酒類の安全確認において速やかに対応を行う等、国税庁からの要請に対する取組み状況も良好であった。</p> <p>酒類の品質評価に関しては、全国新酒鑑評会等が、各年度おおむね同様の出品数で実施され、来場者の満足度も高く、その内容、実績ともに良好で高く評価できる。また、酒造組合等の実施する鑑評会への支援、審査員の派遣、職員の官能評価訓練等の取組みも適切、良好であった。鑑評会の実施に伴う収支相償については、手数料の見直しを進めるとともに、共催団体に応分の負担を求めるなど、目標達成に向けた努力がなされており、評価できる。</p> <p>基礎研究及び応用研究に関しては、第1期中期目標期間終了時の見直しを踏まえて、引き続き基礎的・基盤的研究への重点化が図られており、第2期中期目標期間において良好な進捗をみせている。</p> <p>特に、麹菌や酵母におけるポストゲノム手法による醸造特性の解明に関する研究及び麹菌総合データベースシステムの開発とその一般公開への取組みは、当研究所ならではのものであり高く評価することができる。酒類の特性に関与する原料成分の解析及びその利用に関する研究についても、酒類の品質向上等に大きく貢献したものと考えられる。</p> <p>また、醸造環境資源に関する基盤研究でも、多岐にわたる研究を展開させるなど醸造学等の観点から学術的にもユニークな新知見を得たことは高く評価できる。</p> <p>成果の公表に関しては、研究論文(156報)は、目標値に十分達したと認められる。特許出願(34件)は、おおむね目標値を達成したと判断できるとともに、共同研究及び受託研究の内容及び実施状況も適切、良好であった。</p> <p>また、ポスドク、大学院生の積極的に受入れ、研究の活性化及び人材育成を行っているとともに、大学教員への併任、非常勤講師への就任並びに他機関からの委員就任要請に積極的に応じる等産官学の連携及び協力を努めたことが認められる。また、海外発表を含めて多くの学会発表があり、成果の公表に高い意識があったことがわかる。</p> <p>更に、国際ブドウ・ワイン機構へワイン用ブドウ品種として「甲州」を登録申請し、認可されたことは、学術的</p>
---	--

<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため実施した措置</p>		<p>に顕著な業績であるとともにワイン業界に対する大きな貢献と評価できる。</p> <p>一般消費者に対しては、研究成果をわかりやすく伝えるために、刊行物を定期的に発行したことやホームページにそれらを公開するなど成果の普及は着実に行われたと認められる。</p> <p>酒類及び酒類業に関する情報の収集整理及び提供に関しては、「日本酒ラベルの用語辞典」の日本語版及び外国語版の発行・増刷、情報誌「お酒のはなし」の継続的な発行、ホームページのコンテンツの充実等に努めアクセス数も目標値を超えていること等国民にわかりやすい形で情報を提供していると認められる。</p> <p>講習業務に関しても、清酒製造技術講習や酒類醸造講習が毎年度実施され、酒造りの技術・知識の向上に貢献しているとともに、参加者の満足度は高く、実りあるものであり酒類製造業の衰退傾向の中、酒類製造技術者の育成と活性化に向けた努力が認められる。</p> <p>また、講習の開催にあたっては、収支相償の考え方を基本に共催実施したことは評価でき、今後、収支相償の達成に向けて、更なる進展が望まれる。</p> <p>なお、酒類流通業者を対象とした「酒セミナー」や国税庁職員に対する研修も、継続して適切に実施された。</p> <p>その他の業務として、関係学会への協力を各年度21件以上(累計137件)、そして研究会等の運営協力を各年度6件以上(累計33件)行った。日本醸造学会、日本生物工学会、日本農芸化学会等酒類醸造に関係の深い多くの学会の委員に就任し、また、各種研究交流会、シンポジウム等にも積極的に参加・協力している。これら活動は継続して行われており、科学技術に関して社会への知的貢献を果たしてきたと評価できる。</p> <p>これらのことから本項目の評定をAとする。</p>
<p>3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>A</p>	<p>中期計画に沿って業務運営の効率化を達成しており、第2期中期目標期間中の予算削減への対応も適切である。</p> <p>なお、昨今の厳しい社会・経済状況の中での自己収入の増加、競争的資金の獲得について努力し、実績があがったことは評価できる。</p> <p>収入、支出面とも大きな問題はなく、健全な運営がなされていると認められる。</p> <p>これらのことから本項目の評定をAとする。</p>
<p>4 短期借入金の限度額</p>	<p>○</p>	<p>借入金の実績はなく妥当である。</p>

5 重要な財産の処分	○	重要な財産の譲渡及び担保の提供はなく妥当である。
6 剰余金の使途	○	使途の実績はなく妥当である。
7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項等	A	<p>人事計画に関しては、中期計画に沿って順調に進められ、非常勤職員、若手任期付研究員の採用などにより、人材活用の一層の効率化が図られた。</p> <p>また、常勤職員数を削減し、限られた人員の中でも当研究所の研究レベルを維持・発展させ、社会的責任を果たしていると認められる。</p> <p>なお、若手及び女性研究者の資質向上のために国際学会に派遣したことは高く評価できる。この取組みは、当研究所の存在意義の重要性と認知度の向上に寄与したといえる。</p> <p>情報公開等に関しては、法令に基づくほか、ホームページを通じ積極的に行われた。個人情報の保護も適切に行われたと認められる。</p> <p>これらのことから本項目の評定を A とする。</p>

○ 全体評価

独立行政法人に移行して2回目の中期目標の期間(第2期:平成18年4月1日～平成23年3月31日)が終了したところであるが、第2期中期目標の期間においては、当初の中期計画から2回計画を変更している。1回目は、平成19年6月に閣議決定された「規制改革推進のための3ヶ年計画」及び平成19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」の内容を受け、平成21年3月31日付で変更、2回目は平成21年11月の行政刷新会議における「事業仕分け」の評価結果の内容を受け、平成22年4月1日付で変更したが、第2期における当研究所の業務の実績については、中期目標に沿った順調なものであったと認められる。

研究業務に関しては、特別研究及び基盤研究とも意欲的かつ高水準の特色ある研究を順調に進展させ、目標を上回る多くの価値ある業績が蓄積された。

特に、麹菌や酵母におけるポストゲノム手法による醸造特性の解明に関する研究及び麹菌総合データベースシステムの開発とその一般公開への取り組みは、当研究所ならではのものであり高く評価することができる。酒類の特性に関与する原料成分の解析及びその利用に関する研究についても、酒類の品質向上等に大きく貢献したものと考えられ、学術的にも重要な当研究所ならではの新たな知見を数多く発表した実績を高く評価することができる。

また、酒類の安全性の確保に関する研究も当研究所が実施すべき課題として適切であり、研究成果の実績も十分と認められる。醸造環境資源に関する基盤研究でも、多岐にわたる研究を展開させた。

なお、平成21年度から、研究の効率化、重点化として研究課題を10課題から7課題に整理・統合したが、その結果、より焦点を絞った研究に経営資源が集中投下され、上記のような実績が得られたことは、その運営上の判断として適切と認められる。

これら研究を通じて得られた成果については、非常に多くの成果論文(156報)、学会発表(376回)等を通じて適切・良好に公開された。

また、各省庁の研究所、大学、企業などとの共同研究や交流を積極的に推進し、ポストドクターや研究生の受け入れと任期付研究員の適切な採用などを図ることにより、研究の更なる活性化と研究所の新たな展開に向けた継続的な取り組みが行われている。

研究以外の業務に関しては、組織運営の効率化では、部門制の整備、人件費を含む一般管理費の効率化や人員削減など大きな進展がみられた。また、国税庁からの依頼に基づき事故米穀を使用した疑いのある酒類の問題への対応をはじめとする酒類の分析・鑑定、鑑評会の開催、講演会・講習会・セミナーの開催、研究所の見学会、赤レンガ酒造工場の一般公開など多様な取り組みを適切、効果的に実施した。一方で鑑評会や酒類製造業者を対象とした各種講習会等の運営に関しては、関係団体との共催化や収支相償の考え方にに基づき、業界団体との関係のなかで、実施主体の検討も含めて、国民負担を軽減する形態での開催を目指してきたことは評価できる。

予算、収支計画等に関しては、業務運営の効率化が図られ、予算削減への対応、理事長裁量配賦予算の活用等も適切であった。厳しい経済状況の中で、自己収入の増加や競争的資金の獲得について努力し、実績があがったことは評価できる。

また、収入・支出のバランスも良好で、監事による監査結果等も踏まえ健全な運営がなされていることが認められる。

人事に関しては、中期計画に沿った人事計画が順調に進められ、非常勤職員の活用、若手任期付研究員の採用なども適切であった。予算、収支計画、人事計画ともに中期目標は十分達成されたと判断する。

当研究所は、平成23年4月1日より第3期中期目標の期間に入ったが、酒類に関する国内唯一の総合的な公的研究機関として、酒税に関わる行政及び酒類産業の育成に関わる行政の基盤となる適切な活動を行っている。

今後とも、職員の資質の向上と快適で活力ある職場環境の整備に努めつつ、大学、各種研究機関、民間企業、業界団体との連携の強化を行い、研究活動を活性化させ、研究レベルの維持・発展を図り、研究所の意義と重要性を国内外に発信することにより、酒類や醸造微生物研究におけるユニークな研究拠点として、一層確固たる地位が築かれることを期待する。